

議案第15号資料

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号） 新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(4) <u>上尾市民ギャラリー</u>に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>管理上必要があるとき</u>において、<u>休館日</u>を変更し、又は臨時に<u>休館日</u>を定めること。</p> <p>イ <u>管理上必要があると認めるとき</u>において、利用時間を臨時に変更すること。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(4) <u>上尾市ギャラリー</u>に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>特別の事情があるとき</u>において、<u>休業日</u>を変更し、又は臨時に<u>休業日</u>を定めること。</p> <p>イ <u>特別の事情があるとき</u>において、利用時間を臨時に変更すること。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例(平成25年上尾市条例第37号)の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。</u></p>